

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する
条例

平成18年12月18日

条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第2項の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合職員（次条において「広域連合職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年等)

第2条 広域連合職員の定年等については、広域連合へ当該職員を派遣した長崎県内の地方公共団体その他の関係団体のそれぞれの関係規定の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。